

## 平成26年白老町議会議案説明会会議録

平成26年12月 5日（金曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時42分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

---

### ○出席委員（14名）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 氏 家 裕 治 君 | 2 番 吉 田 和 子 君 |
| 3 番 斎 藤 征 信 君 | 4 番 大 淵 紀 夫 君 |
| 5 番 松 田 謙 吾 君 | 7 番 西 田 祐 子 君 |
| 8 番 広 地 紀 彰 君 | 9 番 吉 谷 一 孝 君 |
| 10番 小 西 秀 信 君 | 11番 山 田 和 子 君 |
| 12番 本 間 広 朗 君 | 13番 前 田 博 之 君 |
| 14番 及 川 保 君   |               |

---

### ○欠席委員（なし）

15番 山 本 浩 平 君

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 総合行政局長             | 岩 城 達 己 君 |
| 総合行政局財政担当課長        | 安 達 義 孝 君 |
| 総合行政局企画担当課長        | 高 橋 裕 明 君 |
| 総 務 課 長            | 大 黒 克 己 君 |
| 町 民 課 長            | 南 光 男 君   |
| 生活環境課長             | 竹 田 敏 雄 君 |
| 産業経済課長             | 石 井 和 彦 君 |
| 産業経済課商工労働観光・営業戦略担当 | 本 間 力 君   |
| 産業経済課港湾担当課長        | 赤 城 雅 也 君 |
| 健康福祉課課長            | 長 澤 敏 博 君 |
| 建設課長               | 岩 崎 勉 君   |

|        |       |
|--------|-------|
| 上下水道課長 | 田中春光君 |
| 教育課長   | 高尾利弘君 |
| 子ども課長  | 坂東雄志君 |
| 病院事務長  | 野宮淳史君 |
| 消防長    | 中村諭君  |

---

○職務のため出席した事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 岡村幸男君 |
| 主幹   | 本間弘樹君 |

---

### ◎開会の宣告

○副議長（及川 保君） これより定例会 12 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前 10 時 00 分）

---

○副議長（及川 保君） 定例会 12 月会議に町長から提案のあった議案は条例の一部改正 2 件、各会計の補正予算 3 件、合わせて 5 件であります。順次議案の説明をいただきます。日程第 1、議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 8 号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 1 号でございます。平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ 8,505 万 1,000 円の追加補正で、総額については歳入歳出それぞれ 103 億 6,345 万 6,000 円の補正となります。2 ページ、3 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。4 ページ、5 ページの第 2 表地方債補正についても記載のとおりでございます。歳出のほうでご説明申し上げます。次のページ、歳入歳出事項別明細書につきましては歳出のほうから説明を申し上げたいと思います。12 ページをお開きください。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、番号制度導入事業 98 万 1,000 円の増額補正でございます。これにつきましては全国 2 カ所に拠点基地として中間サーバープラットフォームを設置する事業でございまして、負担金として 98 万 1,000 円を支出するものでございます。負担金の支出先でございますが、地方公共団体情報システム機構に負担金を支出いたします。財源については全額国庫補助金でございます。次に 2 目財産管理費、財産管理事務経費 502 万 7,000 円の計上でございます。この経費につきましては本年 6 月 5 日に契約、所有移転いたしましたナチュラルサイエンスさんに売却しました旧虎杖浜中学校用地隣接地から本町が以前から公共工事の残土置き場として使用してございまして、その用地からアスファルトが一部混入したことが売却後、同社の調査で判明いたしました。公共残土処理については問題がないとしておりますが契約時に想定していなかったということから町といたしましても町の責任として現場の確認を行い、アスファルト混の除去作業を行うものでございます。隣接地の面積は 1 万 1,363 平米のうち、アスファルトが混入されているという用地につきましては、想定でございますが 1 万平米でございます。そのうち約 5%の 500 立米のアスファルト混の想定しているとして今回予算を計上させていただきました。委託料として廃棄物の収集と運搬及び処理経費、あとはそれに伴う重機の借り上げでございます。財源については全額一般財源でございます。4 項 4 目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、北海道知事及び北海道議会議員選挙経費 377 万 6,000 円の増額補正でございます。これは来年度 4 月に施行される選挙の経費でございまして、本年度中に要する経費の計上でございます。この経費全額については道委

託金として入ってまいります。次に14ページ、15ページでございます。3款民生費、1項2目老人福祉費、後期高齢者医療制度運営経費1,203万4,000円の増額補正でございます。後期高齢者医療費の25年度の精算分でございます。この財源につきましては全額一般財源でございます。次に後期高齢者医療事業特別会計繰出金423万9,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては広域連合負担金として本年度保険料の軽減の確定分として241万6,000円の減、それと広域連合に対する事務費の精算分、これは25年度前年度分の精算分でございますが182万3,000円の減でございます。この財源につきましては道負担金が181万2,000円の減、一般財源が242万7,000円の減となります。次に8目アイヌ施策推進費、アイヌ文化伝統衣服製作伝承事業143万3,000円の増額補正でございます。これに関しましては23年度の緊急雇用事業を行って、本年度会計検査によって返戻等を指摘されたことにより、この金額相当分を国庫に返還するものでございます。財源につきましては一般財源でございますが、後で歳入もご説明申し上げますが、この財源についてはアイヌ民族伝承文化保存財団のほうから返還される予定となっております。次に16ページ、17ページ、2項2目児童措置費、児童手当給付費5万4,000円の増額補正でございます。これについては25年度精算分として5万4,000円を国庫に返納するものでございます。財源については一般財源でございます。子ども手当給付費18万2,000円の増額補正でございます。これは23年度分の子ども手当の精算分で重複支給してありましたもので、今回返還するものでございます。財源は一般財源でございます。4目児童福祉施設費、町立保育園運営経費74万1,000円でございます。賄材料として、はまなす保育園、海の子保育園の両保育施設で児童数の増加及び材料費の高騰によって賄材料を補正するものでございます。財源については一般財源でございます。緑丘保育園運営費等経費664万4,000円の増額補正でございます。これは緑丘保育園に運営費として措置費の負担金の見込み実績に伴い追加交付するものでございます。財源につきましては国庫補助金が241万1,000円、道補助金120万5,000円、諸収入として561万5,000円、一般財源については213万7,000円が減額となっております。次に、4款環境衛生費、1項1目地域保健費、国民健康保険事業特別会計繰出金28万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては9月5日の4号補正で、次に説明する項目でございますけれども、肺炎球菌の予防接種の経費を計上させていただきましたが、このたび国民健康保険加入者については2分の1、国庫負担を得るということでその分の経費でございます。当初550人見ていましたが国保分の今回125人分の1人当たり4,500円の2分の1の補助を受けるための経費でございます。これは全額一般財源でございます。次に3目予防費、予防接種事業経費56万2,000円の減でございます。ただいま説明申し上げた国民健康保険加入者分125人分を差し引いた経費の減額補正でございます。まず委託料としてこの120人分と次のページの扶助費、これは町外以外で受けた方の部分でございますが、これが5人分、合わせて125人分の減額補正となります。次に2項1目環境衛生諸費、アライグマ捕獲・調査事業136万2,000円の増額補正でございます。これについても平成23年度緊急雇用事業に伴って会計検査の指摘によって今回国庫に返還する金額でございます。財源については一般財源でございます。次に6款農林水産業費、1項3目農業振興費、エゾシカ保護柵設置・捕獲事

業 164 万 6,000 円の増額補正でございます。これについても平成 23 年度緊急雇用事業による会計検査からの指摘によって今回国庫等に返還する金額でございます。全額一般財源でございます。次に、7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、特産品 P R 事業 400 万円の計上でございます。今回の補正につきましては、ふるさと納税の件数が 11 月 28 日現在で 1,734 件、総額 2,727 万 5,000 円の寄附を今受け付けております。そのための特産品を購入するための経費でございます。前回までに 1,200 万円の補正を行い今回 400 万円、計 1,600 万円の計上をするものであります。財源については一般財源でございます。次に 20 ページ、21 ページでございます。2 目企業誘致費、首都圏企業誘致フェア開催事業 71 万 1,000 円の減額補正でございます。これについては 8 月に行われたフェア開催事業、この事業につきましては北海道内の白老町、栗山町、当別町で北海道 3 自治体ビジネスセミナー実行委員会を立ち上げております。この事業で道に対して地域づくり総合交付金の補助採択を行ったところ、採択されたことによってその分の減額でございます。財源については一般財源の減額となります。次に 2 項 1 目観光対策費、観光資源管理経費 29 万円の増額補正でございます。これにつきましてはポロト地区の公衆トイレの自動ドアの修繕料でございます。財源は全額一般財源でございます。次に 8 款土木費、2 項 4 目交通安全施設整備費、役場前人道跨線橋改修事業 55 万 1,000 円の計上でございます。この経費につきましては 9 月 5 日第 4 号補正で臨時元気交付金の精算をさせていただきましたが、その後人道橋のロードヒーティングの調査が必要となり、その経費を今回また計上するものがございます。財源につきましては一般財源が 49 万 8,000 円、地域元気臨時交付金が 5 万 3,000 円の充当となります。次に 4 項 1 目港湾管理費、港湾施設管理経費 68 万 2,000 円の計上でございます。ここにつきましてはまず消耗品につきましては 9 月に第 1 商港区内で少量でございますが油流出がございまして、そのときに吸着マットで油を処理してございまして、その際港湾課として保有していた部分と防災のほうで保有した吸着マットを使用したことから、今回購入して防災のほうにお返しする分としての計上でございます。修繕料につきましては臨港地区内にあるマンホール内のポンプのフロートの修繕料として 39 万 6,000 円を計上するものがございます。この財源についても全額一般財源でございます。次に 22、23 ページ、9 款消防費、1 項 3 目消防施設費、消防水利維持保全経費でございます。23 万 3,000 円の増額補正でございます。これにつきましては虎杖浜 86 番地の 1 の民地上に消火栓がございまして、そちらの所有者が本年住宅の新築を行うということで消火栓が支障になったことにより撤去をする経費でございます。全額一般財源でございます。次に、10 款教育費、4 項 1 目幼稚園費、幼稚園就園費補助金 53 万 8,000 円の増額補正でございます。私立幼稚園就園奨励金として本年度の入園児童の実績見込みによりまして追加を交付するものがございます。財源につきましては国庫補助金が 16 万 9,000 円、一般財源が 36 万 9,000 円でございます。次に 11 款災害復旧費、1 項 3 目河川災害復旧費、河川災害復旧補助事業 3,000 万円の増額補正でございます。この補正につきましては 9 月 10 日から 12 日にあった集中豪雨による飛生川の氾濫で被災されたところとございまして、今回早期発注する中で民間施設、これは株式会社フォーレさんの隣接するところとございまして、それを早期発注するための経費計上でございます。延長につきましては 132 メートル、

コンクリートブロック（張）工、面積 921 平米でございます。財源につきましては国庫補助金として 2,000 万円、3 分の 2 の補助でございます。地方債全額 100% 充当の地方債 1,000 万円でございます。次に 24、25 ページでございます。4 項 1 目農業災害復旧費、農業災害復旧事業 976 万 2,000 円でございます。これについても災害査定が終了いたしまして発注に向けての経費の補正でございます。農地 6 カ所 18.73 ヘクタールの工事概要でございます。戸数については 4 戸、そのうち個人農家さんが 3 戸、法人が 1 戸となっております。財源については農地の災害復旧については国庫負担 2 分の 1 として 488 万 1,000 円、分担金 488 万 1,000 円、これは該当農家さんから納入を受ける金額でございます。次に 2 目林業施設災害復旧費、町有林作業道災害復旧事業 1,016 万 5,000 円の増額補正でございます。これは 10 月 14 日に 5 号補正した作業道を補修が終了し、その後上流部にある作業道に行ったところ、また被災されていたということが見つかりまして、今回財務局の査定を受けまして査定の結果、今回の補正をしております。委託料として 391 万円、これは人件費部分でございます。それから使用料、賃借料については重機借り上げ、それと原材料、土のう等関係資材でございます。392 万 1,000 円、これにつきましては単独災害ということで充当率 65%、地方債 660 万円、一般財源が 356 万 5,000 円の計上となります。以上、歳出のほうはこれで説明を終わらせていただきますが、一般財源については歳入 6 ページをお開きください。今回の補正財源でございますが、まず 11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、普通交付税でございます。2,462 万 7,000 円の支出でございます。前回まで 7 号補正の留保額が 4,559 万円ございましたので、今回の支出で留保額残は 2,096 万 3,000 円となります。次に 11 ページをお開きください。21 款諸収入、5 項 4 目雑入 143 万 2,000 円でございます。これにつきましては先ほど緊急雇用事業による会計検査の返戻金ということで、アイヌ民族伝承文化保存財団さんから納入を受ける金額の計上でございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○副議長（及川 保君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 1 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。  
7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） 21 ページの港湾施設管理経費のところでは先ほど油流出の件を話されていたのですけれども、いつどこで誰がどのような事故を起こされて、どういうふうな状態になったのか、今その説明がなかったもので、そこの辺一つ教えてください。それともう 1 カ所が 23 ページの幼稚園費、実績見込みがふえたということなのですから、具体的に今どのような状態になっているのか、そこを教えてください。以上 2 点です。

○副議長（及川 保君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） その事故は 9 月 12 日金曜日に第 1 商港区内で港湾利用者から油が漏れているという報告を受けまして調査した結果、海面に油が浮いた状態でありました。すぐ海保に報告しまして海保の関係者も来て調査しましたが原因者は特定できません。今も海保で調査中でありまして。ですので実際ですとその原因者に吸着マットは買っていただくのですが、今回は原因者がわからないということで町費で購入いたします。以上です。

○副議長（及川 保君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは質問に対しましてお答えしたいと思います。23ページの私立幼稚園就園奨励費です。当初の人数は88人という予定でした。今回の実績見合いでは87名ということでございます。1名の増なのですが、なぜふえているのかといいますと、今回の平成25年度の改正により、第3子については全額うちのほうで負担するということとなります。第3子がふえたということで、その分が実績を当初予算よりもふえてきたということでございます。内訳としてはさくら、登別白雪、錦岡、苫小牧中央というような、この4園について支出しております。以上です。

○副議長（及川 保君） ほか、ございませんか。安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 私、今雑入のほうで納入を受ける団体名を歳出のほうでもちょっと間違いましてアイヌ民族伝承保存財団と言っておりましたが、今はなくてアイヌ民族博物館ということをお訂正させていただきます。

○副議長（及川 保君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第2号でございます。平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,814万5,000円とする補正でございます。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。歳出8款2項1目保健衛生普及費、健康づくり指導経費56万3,000円の増額補正でございます。内容につきましては、26年10月から定期接種となった高齢者肺炎球菌予防接種経費で接種者125人分を見込み、56万3,000円の増額補正でございます。財源につきましては道調整交付金28万1,000円、一般会計からの繰入金28万2,000円を充当するものでございます。次に11款1項3目償還金、償還金3万4,000円の増額補正でございます。内容につきましては、70歳から74歳の方に交付する高齢受給者証の再交付に係る事務経費補助金の額の確定に伴う返還金3万4,000円の増額補正でございます。財源につきましては財政調整交付金を全額充当するものでございます。次に4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（及川 保君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第3号でございます。平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ372万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,902万4,000円とする補正でございます。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。歳出2款1項1目広域連合分賦金、広域連合負担金423万9,000円の減額補正でございます。内訳につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は保険料の軽減分を道4分の3、町4分の1、負担するもので軽減額の確定による精算で241万6,000円の減額でございます。続きまして、後期高齢者医療事務費負担金は現年分44万7,000円の減額と25年度分の事務費等の確定による精算137万6,000円の減額で合計182万3,000円の減額でございます。財源につきましては一般会計からの繰入金を全額充当するものでございます。次に3款1項1目保険料還付金、後期高齢者医療保険料過誤納付金還付金51万円の増額補正でございます。内容といましては、被保険者の死亡、転出、所得構成等に伴うもので56件分の保険料の還付金50万円と還付に係る加算金1万円の補正でございます。財源につきましては諸収入、広域連合からの保険料還付金を全額充当するものでございます。次に4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（及川 保君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第4号でございます。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議4-2をお開きください。議案説明でございます。出産育児一時金等の見直しに伴い、健康保険法施行令等の一部が改正されたことから、本



町の国民健康保険加入者についても同様の措置を講じるため本条例の一部を改正するものでございます。次に新旧対照表でございます。改正内容につきましては、出産育児一時金として39万円を40万4,000円に改正するものでございます。なお、今回の改正は出産育児一時金の金額と産科医療補償制度の加算額の見直しに伴い、健康保険法施行令の一部が改正されたもので、産科医療補償制度の加算額は規則で定めるものでございます。出産一時金は39万から40万4,000円で1万4,000円の増額となりましたが、産科医療補償制度の加算額は3万円から1万6,000円で1万4,000円の減額となりますので実質支給額は従前どおり42万円となるものでございます。次に議4-1をお開きください。附則でございます。第1項、この条例は平成27年1月1日から施行するものでございます。第2項、施行日前に出産した被保険者に係る白老町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（及川 保君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今説明があったのですけれども、もうちょっと学習の意味でお聞きしたいのですけれども。この第36条の3万円の上限として加算と、若干説明があったのですけれども、もうちょっとゆっくり詳しく説明してほしいのです。内容がちょっとわからないので。

○副議長（及川 保君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 健康保険施行令の36条の規定でしょうか。内容ですね。健康保険法施行令36条の規定は保険者が定める金額について、3万円を超えない範囲内という基準が規定されております。それで今回産科医療補償の掛金が剰余金とか出ていまして、それに基づいて補償水準だとかを計算し直して保険料の掛金を見直したことによって、3万円から1万6,000円に改正となったものでございまして、これについては条例を改正する内で規則で産科医療の補償制度のほうは規定するという事になってございます。以上でございます。

○副議長（及川 保君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） そうしましたら白老町の国保会計に剰余金が出たので本来赤字だったら3万円がオンになるものが白老町の場合は1万6,000円しか出ないという解釈でいいのですか。

○副議長（及川 保君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 本来出産の場合の保険給付費なのですけれども、それには42万円という今までの規定なのですけれども、それで結局出産育児一時金のほうについては39万円から40万4,000円ということで1万6,000円が加算されたのですけれども、全体的な出産育児一時金の見直しの中で産科医療補償制度というのはまた別の制度がありまして、その分を掛金を見直したということになりまして、それで全国的な規模、これは国保だけではありませんので健康保険全部、共済であれ、協会健保であれ、全ての保険が適用になりますので、それが一律的に42万円ということで出産一時金と、掛金が下がったことによってその分を下げるとい

ことは出産する方に対しての経済的な負担というのですか、それが下がるということになりますので、それで一時金を1万6,000円上げて掛金を1万6,000円下げたという、それで従前どおり42万円ということになっております。ただこの掛金がそれで施行令の中では基準が3万円と。掛金の保障する人数だとか水準を計算して掛金だけは見直していくということになっておりまして、だから限度3万円はそのままにしておいて見直しの都度、この金額を改正していくということになっておりますので、今後出産育児一時金の費用額が増高していくとなればそれに合わせた出産一時金と掛金の見直しがされていくということになりますので、これはセットで改正されますので産科医療の保障費のほうは一応3万円という、この制度が創設された時点から3万円という基準は設けておりますので、その中で運用の中で掛金を今回見直したということですので、その分を今回実質42万円の給付を下がらないように一時金を増額したということになります。

○副議長（及川 保君） 13番、前田議員どうですか。

○13番（前田博之君） 現実に仮に私に子供ができたときに、今改正になったけれども、これまでもらった人とこれからもらう人と変わるのですか。

○副議長（及川 保君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 従前どおり42万円を保障したということです。

○副議長（及川 保君） 13番、前田議員。

○13番（前田博之君） それでは制度上の問題で受ける側は影響ないということですね。

○副議長（及川 保君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） そのとおりでございます。

○副議長（及川 保君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

次に、日程第5、議案第5号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは議案第5号でございます。白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次のページ、議案説明をご覧ください。下水道使用料は平成21年度に改正して以来6年が経過しているところでありますが、公共下水道事業特別会計の財政健全化を図り、下水道機能を永続的に確保し安定したサービスを供給するためには事業の効率化や経費削減等による、経営努力を徹底するとともに受益者負担の原則に基づき、下水道使用料の改定を行う必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。施行日につきましては平成27年4月1日からの施行とするものであります。次の議5-3、新旧対照表のほうをご覧ください。下線を引いた部分が改正の箇所になります。使用料については、それぞれの区分ごとに平均で約8%の

料金改定を行うものでございます。なお、本条例の提案に向けましては過日、全員協議会においてご説明申し上げ、さらには産業厚生常任委員会においても協議をいただきました。その際には委員の皆様からも改定リストについてさまざまなご意見等もいただいたところでございます。そこでこれを持ち帰り内部協議の結果、当初は10%の改定率で検討を進めてきたものを現在の社会経済情勢等を見定めた上で、暮らしへの影響等を勘案して8%の改定率による提案に至ったということでございます。使用料の改定につきましては財政健全化プランの重点事項の一つに位置づけているものであり、下水道事業特別会計の健全化を図り、また一般会計の負担軽減につなげるための措置としてご理解をいただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（及川 保君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

以上をもって、定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○副議長（及川 保君） これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前10時42分）